

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心連絡会規約

(目的・設置)

第1条 米軍経ヶ岬通信所の設置に伴い、京丹後市民の安全・安心を確保するとともに、日米の信頼関係の深化を図るための取組について、国、米軍、関係自治体、警察及び地域住民代表が連携して協議する、米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

(協議事項)

第3条 連絡会の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) T P Y - 2 レーダー設置に係る安全・安心に関すること。
- (2) 地域住民の良好な生活環境の確保に関すること。
- (3) 地域住民と米軍人等との交流促進に関すること。
- (4) その他前1～3号に準ずる事項で連絡会の目的達成のために必要なこと。

(会議)

第4条 連絡会は必要に応じて開催する。

2 連絡会は、近畿中部防衛局が招集し、議事の運営を行う。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、近畿中部防衛局企画部地方調整課に置く。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会に諮って定める。

附則 本規約は平成26年〇月〇日から施行する。

この規約については、適宜、必要に応じて改正する。